

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立御堂中学校  
校長 多田 春美

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 目的

いじめは、生徒たちが人間として尊重され成長する権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある人間として絶対に許されない行為である。

そのことを生徒に強く認識させ、相手を思いやる心情を育むことを通して、生徒が健やかに成長し、豊かな未来の実現に向け、いじめのない学校をつくる。

(2) いじめの定義

この基本指針において「いじめ」とは、御堂中生に対して、御堂中に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の子どもたちが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止の基本的な考え方

- 「いじめ撲滅三原則」を徹底し、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。
- 教育相談機能の充実や特別支援教育の推進を図り、生徒一人一人を大切にされた指導を通して、生徒の自己有用感を育む。
- いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じた計画的、組織的な取組を推進する。
- 教員によるいじめの兆候を確実に把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。
- 保護者・地域・関係機関と連携した取組を推進し、協力しながらいじめ防止にあたる。

2 組織（4つの段階との関連）

- 「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、校長、副校長、生活主導主任、各学年主任、教務主任、保健主任等による「いじめ問題対策委員会」を定期的開催し、組織的に対応する。
- 重大事態が発生した場合には、上記「いじめ問題対策委員会」に、主任児童委員、スクールカウンセラー等を加えた「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 未然防止

- ・ いじめ撲滅三原則を徹底する
  - 一、するを許さず
  - 二、されるを責めず
  - 三、いじめに第三者なし
- ・ 全学年三者面談等を実施する（夏季休業日・11月）

## (2) 早期発見重傷

- ・「いじめについて考える日」を毎月設定し、生徒アンケートを実施する
- ・ふれあい月間でアンケートの活用や面談を実施する
- ・S Cによる全員面接を実施する（1年）

## 4 早期対応

- ・当事者への事情聴取を行う
- ・加害生徒へ指導する
- ・被害生徒の保護者、加害生徒の保護者へ説明をする

## 5 重大事態への対処

- ・教育委員会に報告をする。関係諸機関（警察等）と連携を図る
- ・いじめ問題調査委員会による再度の状況把握および事実確認をする

## 6 その他

### (1) 評価について

- 学校評価に、いじめに関する取組についての項目を設定し、評価・改善を行う。
- 教職員に対しては、年間計画に基づき取組アンケートを定期的実施し、「いじめ問題対策委員会」が中心となって結果を集約し、成果と課題を明確にする。

### (2) 校内研修

- 年度初めに、学校基本方針を全教職員で確認し、共通理解を図る。
- いじめ問題対策委員会を中心に、いじめ対応について意図的・計画的に研修を実施する。
- 職員会議で毎回テーマを決め、管理職による講話や学年ごとに報告や協議をする場を設定する。
- 若手教員には、主任教諭や指導教員を中心に、学級経営のやり方やいじめの初期対応、保護者への連絡等について指導させる。

### (3) 保護者・地域との連携

- 年度当初、学校経営方針を保護者会で配布し、校長が説明する。
- 学校だよりや学年だよりで「ふれあい月間」の取組予定を紹介し、保護者の関心を高める。
- 年3回の保護者会にて情報交換を行う。
- 個人面談で生徒の様子を聞き取る。
- 道徳授業地区公開講座を10月の土曜日に開催し、道徳教育について意見交換をする。